

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 指定公金事務取扱者から変更の届出があった件	三三
○ 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	三四
○ 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件二件	三五
○ 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件	三五
○ 地籍調査の成果について認証した件七件	三五
○ 特定農業用ため池の指定を解除した件	三六
○ 道路の区域を変更する件四件	三六
○ 道路の供用を開始する件七件	三六
公 告	
○ 河川整備計画を変更した件	三九
○ 浸水想定区域を指定した件三件	三九
福 島 県 教 育 委 員 会	
○ 福島県指定重要文化財として指定する件	四〇
○ 福島県指定重要有形民俗文化財として指定する件	四〇
○ 福島県指定重要文化財として追加指定する件	四〇

告 示

福島県告示第二百三十四号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第三項の規定により、公金の支出事務に係る指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）から次のとおり変更の届出があった。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
TOPPANエッジ株式会社
- 二 変更事項
 - 1 名称
（変更前） TOPPANエッジ株式会社
（変更後） TOPPAN株式会社
 - 2 所在地
（変更前） 東京都港区東新橋一丁目七番三号
（変更後） 東京都台東区台東一丁目五番一号
 - 三 変更する年月日
令和八年四月一日

（生活拠点課）

福島県告示第二百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年三月三十一日から同年七月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六一ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 駐車場の収容台数
（変更前） 三百六十三台
（変更後） 百九十二台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（変更前） 位置 別紙図面のとおり
収容台数 九十台
（変更後） 位置 別紙図面のとおり
収容台数 十台
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社岩瀬書店
（変更前） 開店時刻 午前十時
閉店時刻 翌零時
（変更後） 二十四時間
 - 4 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前九時三十分から翌零時三十分まで

5 (変更後) 二十四時間
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前六時から午後七時まで
(変更後) 午前六時から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

二の1及び2 令和八年十一月十七日
二の3、4及び5 令和八年三月十七日

四 届出年月日
令和八年三月十六日

五 届出をした者
株式会社岩瀬書店

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和八管理年度(令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 くろまぐろ(小型魚)

1 上半期(令和八年四月一日から同年九月三十日まで)

(1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)

(2) 配分する数量 十一・四トン

2 下半期(令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで)

(1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)

(2) 配分する数量 十一・五トン

二 くろまぐろ(大型魚)

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業

2 配分する数量 二・〇トン

(水産課)

福島県告示第二百三十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、するめいか及びぶりに関する令和八管理年度(令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 するめいか

1 知事管理区分 福島県するめいか漁業
2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量

二 ぶり

1 知事管理区分 福島県ぶり漁業
2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(試行水準)の全量

(水産課)

福島県告示第二百三十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐろ(小型魚)に関する令和七管理年度(令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 上半期(令和七年四月一日から同年九月三十日まで)

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)

2 配分する数量 十三・六トン

二 下半期(令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで)

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)

2 配分する数量 二十四・七トン

(水産課)

福島県告示第二百三十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称
郡山市

二 成果の名称
郡山市安積町笹川の一部(笹川第九地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百四十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称
湯川村

二 成果の名称
河沼郡湯川村大字湊の一部（高瀬地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称
下郷町

二 成果の名称
南会津郡下郷町大字枝松の一部（枝松第二地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百四十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称
会津若松市

二 成果の名称
会津若松市東山町大字湯本の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称
会津若松市

二 成果の名称
会津若松市宮町の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天栄村の

地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称
天栄村

二 成果の名称
岩瀬郡天栄村牧之内の一部（牧本第二十七地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称
喜多方市

二 成果の名称
喜多方市警見第十三地区の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百四十六号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定による特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

1 特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
北中堤	喜多方市上三宮町吉川字北山六四九四
兄弟内池	田村郡小野町大字飯豊字兄弟内二九一二先

2 特定農業用ため池の指定を解除した年月日
令和八年三月三十一日

（農地管理課）

福島県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	東白川郡矢祭町大字東 館字館本八番二地先か ら 同 郡同 町大字戸 塚字戸塚五九番地先ま で	変更前 変更後	一一・二〇 四二・九 一一・二〇 三二・〇	一、二七八・六 一、二七八・六

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道高萩 塙線	東白川郡塙町大字片貝 字長久木国有林九八林 班一小班地先から 同 郡同町大字片貝 字長久木国有林九八林 班一小班地先まで	変更前 変更後	八・七〇 二五・〇 八・七〇 二五・〇	一三三二・一 一三三二・一 一四五・〇

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	班ね一小班地先から 同 郡同町大字片貝 字滝ノ入一八番一地先 まで	変更後	六・八〇 三二・〇	一四五・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津 若松三島 線	河沼郡柳津町大字久保 田字柳甲一八番一地先 から 同 郡同 町大字久保 田字尻田甲八六番一地 先まで	変更前 変更後	五・三〇 一〇・一 六・六〇 三二・二二	一三五四・六 一四四・八

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長

県道会津若松三島線	河沼郡柳津町大字久保田字櫛甲一八番一地从ら	変更前	六・六 三一・二	二四四・八
	同 郡同 町大字久保田字尻田甲八六番一地从ら	変更後	六・六 一九・一	二四四・八

(道路計画課)

福島県告示第二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	一般国道一一八号	供用開始の区間	東白川郡矢祭町大字東館字山野井三二番二地先から	供用開始の期日	令和八年三月三十一日
			同 郡同 町大字東館字山野井一一三番一地从ら先まで		

(道路計画課)

福島県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	県道高萩郷線	供用開始の区間	東白川郡塙町大字片貝字長久木国有林九八林班そ一小班地先から	供用開始の期日	令和八年三月三十一日
			同 郡同町大字片貝字長久木国有林九八林班ね一小班地先まで		

東白川郡塙町大字片貝字長久木国有林九八林班ね一小班地先から	同 郡同町大字片貝字滝ノ入一八番一地从ら先まで
-------------------------------	-------------------------

(道路計画課)

福島県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	県道会津若松三島線	供用開始の区間	河沼郡柳津町大字久保田字櫛甲一八番一地从ら先から	供用開始の期日	令和八年三月三十一日
			同 郡同 町大字久保田字尻田甲八六番一地从ら先まで		

(道路計画課)

福島県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	県道富岡停車場線	供用開始の区間	双葉郡富岡町曲田五九番地先から	供用開始の期日	令和八年三月三十一日
			同 郡同 町大字小浜字中央三三四番地先まで		

(道路計画課)

福島県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬字堀内一六 一番地先から 同 郡同 町大字高瀬字堀内一六 四番地先まで	令和八年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬字清水五二 番一地从先から 同 郡同 町大字樋渡字内田七四 番地先まで	令和八年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------------	---------------------------------	---------------------------------

県道広野小高線	双葉郡大熊町大字熊川字八坂二七 五番二地先から 同 郡同 町大字熊川字久麻川四 一四番一地从先まで	令和八年三月三十一日
---------	--	------------

(道路計画課)

公 告

公告第七十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、二級河川夏井川水系河川整備計画を変更した。
この変更に係る関係書類を福島県土木部河川計画課、福島県県中建設事務所及びいわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(河川計画課)

公告第七十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、移川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

公告第八十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、馬場川、大久保川、大滝根川、牛縊川、檜山川、平田川、飛鳥川、舟津川、中地川、中川、小谷川、菅川、常夏川、古道川、南川、山口川、梵天川、小松川、大久田川、大平川、九竜川及び組矢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

(河川整備課)

公告第八十一号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、小泉川、右支小泉川、宇多川、玉野川、梅川、日下石川、町場川、立谷川、比留川、野手上川、飯樋川、股田川、牛渡川、関根川、遅沢川、紅葉川及び六反田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

(河川整備課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

令和八年三月三十一日

福島県教育委員会

彫刻の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造聖観音菩薩坐像及び三十三応現身立像	一二二	宗教法人 如法寺	耶麻郡西会津町野沢字 如法寺乙三五三三番地	同上(如法寺)

(文化財課)

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十八条第一項の規定により、福島県指定重要有形民俗文化財として、次のとおり指定する。

令和八年三月三十一日

福島県教育委員会

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
上三宮三島神社の農耕絵馬	四面	宗教法人 三島神社	喜多方市上三宮町上三宮字池田一六五五	同上(上三宮三島神社)

(文化財課)

福島県教育委員会告示第四号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる福島県指定重要文化財に、同表中欄に掲げる重要文化財を追加し、同表下欄のように改める。

令和八年三月三十一日

福島県教育委員会

考古資料の部

上 欄	中 欄	下 欄
名称 借宿廃寺跡出土品 附 借宿廃寺跡出土品拓本 等 一括	指定告示 平成七年教育委員会告示第一号	名称 軒丸瓦他 一括 借宿廃寺跡出土品 附 借宿廃寺跡出土品拓本等 一括
		員数 一括

(文化財課)